

広島県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和六年十月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人社団更生会 草津病院	広島市西区草津梅が台 10 番 1 号	名称	医療法人社団更生会 ころほすピタル草津
老人ホーム	有料老人ホームラウンドコスモス広島西	広島市西区大宮一丁目 15 番 5 号	名称	ニチイケアセンター広島西